

令和3年5月27日
(木曜日)

令和3年 第3回幌延町議会（臨時会）
会議録 第1日目

議 事 日 程

- | | |
|----------|--|
| | 開会宣告及び開議宣告 |
| 1 | 会議録署名議員の指名 |
| 2 | 会期の決定 |
| 3 | 諸般の報告 |
| 4 承認第1号 | 専決処分の承認を求めることについて
(令和2年度幌延町一般会計補正予算 第9号) |
| 5 承認第2号 | 専決処分の承認を求めることについて
(幌延町税条例等の一部を改正する条例の制定について) |
| 6 承認第3号 | 専決処分の承認を求めることについて
(幌延町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について) |
| 7 承認第4号 | 専決処分の承認を求めることについて (公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定について) |
| 8 議案第1号 | 工事請負契約の締結について (下平橋橋梁補修工事) |
| 9 議案第2号 | 工事請負契約の締結について (上幌延開進地区給配水管改修工事) |
| 10 議案第3号 | 工事請負契約の締結について (問寒別地区給配水管改修工事) |
| | 閉会宣告 |

本日の会議の順序

	開会宣告及び会議宣告	休 憩 宣 告
日 程 第 1	会議録署名議員の指名	開 議 宣 告
” 2	会 期 の 決 定	日 程 第 8 議 案 第 1 号
” 3	諸 般 の 報 告	” 9 議 案 第 2 号
” 4	承 認 第 1 号	休 憩 宣 告
” 5	承 認 第 2 号	開 議 宣 告
” 6	承 認 第 3 号	日 程 第 10 議 案 第 3 号
” 7	承 認 第 4 号	閉 会 宣 告

出席議員（6名）

議 長	8 番	高 橋 秀 之
	2 番	佐 藤 忠 志
	3 番	斎 賀 弘 孝
	4 番	植 村 敦
	5 番	無量谷 隆
	7 番	西 澤 裕 之

欠席議員（2名）

	1 番	高 橋 秀 明
	6 番	吉 原 哲 男

出席説明員

町	長	野々村 仁
副 町	長	岩 川 実 樹
教 育	長	木 澤 瑞 浩

総務財政課長	藤 井 和 之
住民生活課長	古 草 勝
保健福祉課長	村 上 貴 紀
企画政策課長	角 山 隆 一
産業振興課長	山 本 基 継
建設管理課長	島 田 幸 司

総務グループ主幹	伊 藤 崇
財政グループ主幹	渡 邊 智 民
建設管理課技術長	植 村 光 弘

教 育 次 長	伊 藤 一 男
---------	---------

国民健康保険診療所事務長事務取扱 (岩 川 実 樹)

農業委員会事務局長 (山 本 基 継)

選挙管理委員会事務局長 (藤 井 和 之)

事 務 局 長	早 坂 敦
主 事	満 保 希 来

(10時00分開 会)

議 長 高 橋 秀 之 君

おはようございます。

本日の出席議員は6名です。

定足数に達しておりますので、ただいまから令和3年第3回幌延町議会臨時会を開会します。

ただちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付されているとおりです。

日程第1 「会議録署名議員の指名」を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定に基づき、議長において7番西澤裕之君、2番佐藤忠志君を指名します。

日程第2 「会期の決定」の件を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日、5月27日、1日間にしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、会期は本日、1日間に決定しました。

日程第3 「諸般の報告」を行います。

議会閉会中に、情報推進常任委員会の吉原委員長から、委員長辞任願いが提出されております。

これを受け、4月26日に情報推進常任委員会が開会され、委員長の辞任を許可し、また、ただちに委員長の互選が行われ、同日付をもって新たな委員長に西澤裕之君が互選されたとの報告がありましたので、その旨、報告いたします。

その他、議長としての報告事項は、配布した資料のとおりです。

以上をもって、諸般の報告を終わります。

日程第4 承認第1号「専決処分の承認を求めることについて」の件を議題とします。承認第1号についての提案理由の説明を求めます。

総務財政課長 藤 井 和 之 君

承認第1号「専決処分の承認を求めることについて」令和2年度幌延町一般会計補正予算第9号の提案理由の説明を申し上げます。

本件につきましては、令和2年度幌延町一般会計補正予算第9号について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分しましたので、同条第3項の規定により議会の承認を求めるものです。

このたびの専決処分による補正予算については、地方交付税の特別交付税が予算額を大きく上回り交付されたこと、また、大雪の影響により、除雪対策の国庫補助金が交付されたこ

となどに伴い、決算剰余金が見込まれることから今後の公共施設整備の財源として、公共施設等整備基金に積立てなど、予算の調整が必要になりましたので、3月31日付けで専決処分を行っております。

1 ページをお開きください。

第1条第1項、歳入歳出予算の補正につきましては、既定の歳入歳出予算にそれぞれ8,621万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ55億3,115万6千円にしております。

第2項、第1表歳入歳出予算の補正主なものについて説明いたしますので、2ページをお開きください。

はじめに歳入ですが、2款地方譲与税で127万1千円の増、6款地方消費税交付金で101万1千円の増、9款地方交付税で6,332万7千円の増、13款国庫支出金で2千万円の増などで、歳入合計8,621万1千円の増額補正です。

次に3ページの歳出ですが、2款総務費で8,621万1千円の増で、歳出合計8,621万1千円の増額補正です。

次に第2条、債務負担行為の補正ですが、4ページをお開きください。

第2表債務負担行為補正については、9月定例議会で補正予算の議決をいただきました、新型コロナウイルス対策資金融資利子補給事業において、令和2年度中に実施した融資に係る令和3年度以降の利子補給額について、債務負担行為を設定する必要があるため、債務負担行為の期間を令和3年度までとし、限度額を1万6千円に設定する補正です。

以下、歳入、歳出の順で補正予算の主な内容について説明いたします。

はじめに歳入ですが、8ページをお開きください。

2款2項1目自動車重量譲与税では、交付額が予算額を上回ったことから127万1千円の増です。

6款1項1目地方消費税交付金につきましても、交付額が予算額を上回ったことから101万1千円の増です。

9款1項1目地方交付税では、特別交付税の確定により6,332万7千円の増です。令和2年度の特別交付税の総額は2億8,332万7千円で、前年度対比332万7千円、1.2%の増です。

13款2項4目土木費国庫補助金では、大雪による除雪費の支援として、臨時道路除雪事業費2千万円の新規計上です。

10ページをお開きください。

20款1項町債では、3月補正で議決いただきました、問寒別地区道宮畑地帯総合整備事業の財源として、公共事業等債3,850万円を計上したところですが、起債区分を変更する必要が生じたので、5目公共事業等債3,850万円を減額し、8目防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債3,850万円を新規計上しております。

次に歳出ですが、12ページをお開きください。

2款1項12目諸費では、今後の公共施設の整備や更新等には、多額の費用が必要となることが見込まれることから、今回の補正で財源留保となります資金を公共施設等整備基金へ

積み立てるため、基金管理事業 8,621万1千円の増です。8款土木費は、土木費国庫補助金の増額に伴う財源内訳の変更となります。

以上、承認第1号「専決処分の承認を求めることについて」の提案理由の説明といたします。

議 長 高 橋 秀 之 君

これより、質疑を行います。

(「ありません」の声あり)

これにて、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております承認第1号は、討論を省略し、原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり承認することに決定しました。

日程第5 承認第2号「専決処分の承認を求めることについて」の件を議題とします。承認第2号についての提案理由の説明を求めます。

住民生活課長 古 草 勝 君

承認第2号「専決処分の承認を求めることについて」の提案理由の説明を申し上げます。

この度、地方税法、同法施行令、同法施行規則などが一部改正され、それぞれ令和3年3月31日に公布されたことに伴い、幌延町税条例等の一部を改正すべく、地方自治法第179条第1項の規定により、令和3年3月31日に専決処分しましたので、同条第3項の規定に基づき議会の承認を求めるものであります。

この改正条例については、2条建ての条文からなっており、第1条は幌延町税条例の一部改正、第2条は令和2年3月に承認されました、幌延町税条例等の一部を改正する条例の一部改正であります。

配布しております新旧対照表により説明させていただきますので、そちらをご覧ください。なお、法令及び条例改正に伴う条項や文言の整理につきましては、説明を省略させていただきます。

はじめに第1条の幌延町税条例の一部改正であります。

第24条第2項の改正は、個人町民税の非課税限度額における扶養親族の対象を、年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限定し、明確化する改正であります。

第36条の3の2第4項の改正は、個人町民税に係る給与所得者の扶養親族申告書について、給与支払者において、申告書に記載すべき事項を電磁的方法により適正に受け取ることができる措置を講じているなど、一定の要件を満たす場合には、税務署長の承認を廃止することができる改正であります。

第36条の3の3の改正は、個人町民税に係る公的年金等の支払いを受ける者の扶養親族の要件について、年齢16歳未満の者に限定する改正であります。

2 ページをお開きください。

同条第4項の改正は、個人町民税に係る公的年金等の支払いを受ける者の扶養親族申告書について、年金等支払者において、申告書に記載すべき事項を電磁的方法により適正に受け取ることができる措置を講じているなど、一定の要件を満たす場合には、税務署長の承認を廃止することができる改正であります。

次に第53条の9の改正は、退職手当等の支払者が申告書に記載すべき事項について、退職手当等の支払者において、申告書に記載すべき事項を電磁的方法により適正に受け取ることができる措置を講じているなど、一定の要件を満たす場合には、退職所得申告書の提出に代えて、電磁的方法により提供することができる規定を追加する改正であります。

3 ページをお開きください。

附則第5条第1項の改正は、個人町民税に係る所得割の非課税限度額における扶養親族の対象を、年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限定し、明確化する改正であります。

附則第6条の改正は、令和4年度までとされていた、特定の医薬品購入額の医療費控除制度、いわゆるセルフメディケーション税制について、令和9年度まで延長する改正であります。

4 ページをお開きください。

附則第10条の2の改正は、地方税法の定める範囲内で、地方自治体が特例割合を定めることができる、地域決定型地方税制特例措置に関する規定において、改正後の第16項は、雨水貯留浸透施設について、国が示している参酌すべき基準に合わせ、課税標準の特例割合を定めるもので、その他の改正については、法改正に伴う引用条文の整理であります。

次に附則第11条表題の改正は、固定資産税の特例に関する用語の意義について、適用年度を変更する改正であります。

5 ページをお開きください。

附則第11条の2の改正についても、据置期間中の土地の価格の特例について、適用年度を変更する改正であります。

附則第12条の改正は、宅地等の負担調整措置について、現行の負担調整措置の仕組みを令和5年度まで継続するもので、更に新型コロナウイルス感染症により環境が大きく変化したことを踏まえ、令和3年度に限り、負担調整措置等により税額が上昇する土地について、前年度の税額に据え置く改正であります。

また、次ページ、附則第13条、農地に対する固定資産税についても同様の措置を行っております。

7 ページをお開きください。

附則第15条の改正は、特別土地保有税の課税の特例で、適用年度を令和5年度まで継続する改正であります。

8 ページをお開きください。

附則第15条の2、後段の改正にあつては、軽自動車税、環境性能割の特例措置の適用期限を9ヵ月延長し、令和3年12月31日までとする改正であります。

附則第16条の改正は、令和2年度限りとされた軽自動車税、種別割のグリーン化特例に

について、電気自動車等の重点化及び基準の切替えを行ったうえで、特例の期限を2年間延長する改正であります。

10ページをお開きください。

附則第25条の改正は、新型コロナウイルス感染症等の影響を受けた個人に係る住宅借入金税額控除について、対象を拡充し、適用期限を令和17年度分の個人町民税まで延長する改正であります。

11ページをお開きください。

次に第2条、幌延町税条例等の一部を改正する条例の一部改正ですが、こちらについては、この度の地方税法、同法施行令、同法施行規則などの改正に伴う条番号、項番号の整理であります。

12ページをお開きください。

この条例の附則であります。第1条は、施行期日に関する規定で、この条例は、令和3年4月1日から施行することとし、ただし書きで各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行することとしております。

第2条から第4条については、各税目における経過措置について規定しております。

以上、承認第2号「専決処分の承認を求めることについて」の提案理由の説明といたします。

議 長 高 橋 秀 之 君

これより、質疑を行います。

(「ありません」の声あり)

これにて、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております承認第2号は、討論を省略し、原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり承認することに決定しました。

日程第6 承認第3号「専決処分の承認を求めることについて」の件を議題とします。承認第3号についての提案理由の説明を求めます。

住民生活課長 古 草 勝 君

承認第3号「専決処分の承認を求めることについて」の提案理由の説明を申し上げます。

この度の改正につきましては、地方税法施行令の一部を改正する政令が令和3年1月1日に施行されたことに伴い、幌延町国民健康保険税条例の一部を改正すべく、地方自治法第179条第1項の規定により、令和3年3月31日に専決処分しましたので、同条第3項の規定に基づき議会の承認を求めるものであります。

それでは、配布しております新旧対照表により説明させていただきますので、議案と併せてご覧願います。

第13条の改正については、国民健康保険税の減額基準である所得の算定において、基礎控除額相当分の基準額を33万円から43万円に引き上げ、被保険者のうち、一定の給与所得者と公的年金等の支給を受ける者の数が2以上の場合にあっては、その合計から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算する改正であります。

また、同条第2号の5割軽減の対象となる世帯及び、同条第3号の2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定についても、同様の改正をするものであります。

附則第2項の改正については、第13条の改正に伴い、読替え字句の特定を行うための改正、及び、公的年金等控除に係る所得について、65歳以上で収入金額が110万円を超える者は、特別控除15万円を上乗せして、125万円と読み替える改正であります。

次に附則であります。第1項は施行期日に関する規定で、この条例は令和3年4月1日から施行することとしています。

第2項は、改正後の条例を適用する年度について規定しております。

以上、承認第3号「専決処分の承認を求めることについて」の提案理由の説明といたします。

議 長 高 橋 秀 之 君

これより、質疑を行います。

(「ありません」の声あり)

これにて、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております承認第3号は、討論を省略し、原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり承認することに決定しました。

日程第7 承認第4号「専決処分の承認を求めることについて」の件を議題とします。承認第4号についての提案理由の説明を求めます。

副 町 長 岩 川 実 樹 君

承認第4号「専決処分の承認を求めることについて」の提案理由の説明を申し上げます。

この度、公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正すべく、地方自治法第179条第1項の規定により、令和3年3月31日に専決処分しましたので、同条第3項の規定に基づき議会の承認を求めるものであります。

この条例は、公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律の規定に基づき、一般職の町職員を、町内に事務所を有する公益法人等に派遣するにあたり、必要な事項を定めたものですが、令和3年4月1日から管理職職員の派遣にも対応できるよう、所要の改正が必要となったことから、専決処分により改正させていただいたものであります。

それでは、配布しております新旧対照表により説明させていただきますので、議案と併せてご覧願います。

第4条は、派遣職員の給与について定めておりますが、派遣元である町が負担する給与は、従前は給料、扶養手当、住居手当、期末手当及び寒冷地手当に限っていたものを、この度の改正により、下線部分の通勤手当、管理職手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、及び勤勉手当を加え、町職員の給与に関する条例に定める給与全てについて負担できることといたしました。

次に附則であります。この改正条例は令和3年4月1日から施行することとしています。以上、承認第4号の提案理由の説明といたします。

議 長 高 橋 秀 之 君

これより、質疑を行います。

(「ありません」の声あり)

これにて、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております承認第4号は、討論を省略し、原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり承認することに決定しました。

日程第8 議案第1号「工事請負契約の締結について」の件を議題とします。

本案については、地方自治法第117条の規定により、私が除斥の対象となりますので、地方自治法第106条第1項の規定により、副議長が議長の職務を行います。

ここで、暫時休憩します。

(10時24分 休 憩)

(10時24分 開 議)

副 議 長 西 澤 裕 之 君

休憩を解いて会議を再開します。

地方自治法第106条第1項の規定により、議長が退席のあいだ、私が代わって、議長の職務を行うこととなりました。よろしく申し上げます。

ただいま、議題となっております、議案第1号について、提案理由の説明を求めます。

建設管理課長 島 田 幸 司 君

議案第1号「工事請負契約の締結について」提案理由を申し上げます。

本件につきましては、議会の議決に付すべき、契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議案記載の工事請負契約の締結について、提案するものであります。

契約の目的については、令和3年度施行下平橋橋梁補修工事であります。契約の方法については、指名競争入札であります。

契約金額は5,467万円で、契約の相手方は、天塩郡幌延町栄町6番地8、株式会社高橋建設、代表取締役高橋和子氏で、現在、仮契約中であります。

工事の主な概要ですが、断面補修・袖擁壁補修・支承補修・地覆目地補修で、令和4年1

月20日までの工期であります。

以上、議案第1号の提案理由といたします。

副議長 西澤裕之君

これより、質疑を行います。

3 番 斎賀弘孝君

1月20日までの工事期間の予定されておるんですけども、その間ですね、地域の住民の方と交通の便について、工事してる最中ですね、通行についての話し合いとか、そういうのは十分されて工事が進むのかどうかお伺いします。

建設管理課長 島田幸司君

お答えします。

議員おっしゃるとおりで、もちろん今回の工事につきましては、予定ではですね、7月ぐらいから約2週間程度、つり足場の設置が出てきます。その間については、最低限でも片側交互交通で作業を進めていきたいと思っておりますので、その辺で地域の方々に支障をきたすようなことのないよう十分にご説明させていただいてですね、ご理解いただきながら、工事の方を進めていきたいと思っております。

副議長 西澤裕之君

ほかよろしいでしょうか。

3 番 斎賀弘孝君

地域の住民の方と、いろいろ相談しながらやるということでもよろしくお願ひしたいと思うんですけども、また、同じく地域の住民の方はね、この橋もそうなんですけども、この橋の両側ですね。雄信内側、問寒別側の足の付け根の部分ですね、この舗装の道路の部分も大変よくないということで心配しておるんですけど、そこら辺は相談無かったですか。また、そういう面はどういうふうに取り扱っていくんですか。

建設管理課長 島田幸司君

地域の住民の方からもですね、担当のほうにもお話があったそうでして、そこは今年度ですね、補修する方向で今検討しているということです。

副議長 西澤裕之君

ほかよろしいでしょうか。

(「ありません」の声あり)

これにて、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第1号は、討論を省略し、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第2号「工事請負契約の締結について」の件を議題とします。

本案についても、地方自治法第117条の規定により、高橋秀之君が除斥の対象となりますので、引き続き私が議長の職務を行います。

ただいま議題となっております、議案第2号について、提案理由の説明を求めます。

建設管理課長 島田幸司君

議案第2号「工事請負契約の締結について」提案理由を申し上げます。

本件につきましては、議会の議決に付すべき、契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議案記載の工事請負契約の締結について、提案するものであります。

契約の目的については、令和3年度施行上幌延開進地区給配水管改修工事であります。

契約の方法については、指名競争入札であります。

契約金額は6,391万円で、契約の相手方は、天塩郡幌延町栄町6番地8、株式会社高橋建設、代表取締役高橋和子氏で、現在、仮契約中であります。

工事の主な概要ですが、給配水管布設の延長で709.4m、給水管布設工が19戸、道路横断工が1箇所、令和4年1月31日までの工期であります。

以上、議案第2号の提案理由といたします。

副議長 西澤裕之君

これより、質疑を行います。

(「ありません」の声あり)

これにて、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第2号は、討論を省略し、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

以上をもって、議長の職務を交替します。

暫時休憩します。

(10時32分 休憩)

(10時33分 開議)

議長 高橋秀之君

休憩を解いて会議を再開します。

日程第10 議案第3号「工事請負契約の締結について」の件を議題とします。議案第3号についての提案理由の説明を求めます。

建設管理課長 島田幸司君

議案第3号「工事請負契約の締結について」提案理由を申し上げます。

本件につきましては、議会の議決に付すべき、契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議案記載の工事請負契約の締結について、提案するものであります。

契約の目的については、令和3年度施行問寒別地区給配水管改修工事であります。

契約の方法については、指名競争入札であります。

契約金額は8,652万6千円で、契約の相手方は、天塩郡幌延町字問寒別127番地、土屋建設株式会社、代表取締役土屋昌輝氏で、現在、仮契約中であります。

工事の主な概要ですが、給配水管布設の延長で2,464.4m、給水管布設工が9戸、道路横断工が3箇所、令和4年1月31日までの工期であります。

以上、議案第3号の提案理由といたします。

議長 高橋秀之君

これより、質疑を行います。

3番 斎賀弘孝君

確認なんですが、これは水源地から、その家々の前の本管の工事だと思っていいんですよね。だから本管やって、そこから各家庭の蛇口まで行く工事は、またこの工事が終わってからやるというふうに考えてよろしいですね、確認します。

建設管理課技術長 植村光弘君

今の質問にお答えいたします。

今回の工事につきましては、本管は道営事業のほうで、ある程度付設済みです。今年もあるんですけども、それで先に終わった、上問寒地区のほうから攻めてこようかなということで、給水管を本管から各個人の住宅まで引っ張るということです。

ただ一部、道営事業で末端のほうは採択されていませんので、そこは町のほうで本管を引くと、そういった部分があります。

3番 斎賀弘孝君

一部給水管ということは、メーターをつけて止水弁までやるというふうに考えてよろしいんですか。それをちょっと確認したいのが1点と、それともう1点は、例えばこれ次年度の施行になってるんですけど、例えば山中朝夫さんの所も、次年度施行になったんですけども、これは誰かの要望があれば、こうやって人が住んでいないところでもやってくれる工事になるのかどうか。それをお伺いするのが2点と、それから上問寒地区の山本（及川）江利子さんに90度曲がって入ってますよね。そここのところに、一件誰も住んでない家がありますが、この家では、地域の方々がお年寄りを集めて、いろいろ懇談とか、いろいろ楽しいことやっておられますよ。だから、そこもやっぱり給水できるように、便宜を図ってあげることは出来ないのかどうか、考えておられるのかお伺いしたいと思います。

建設管理課技術長 植村光弘君

お答えいたします。

今言われている空き家っていうか、元の千葉さんの家かなとは思ってますよね。そこについては接続する予定であります。山中さんのほうについても、一応、まだ今年ではないんですけども、まだやる予定では考えております。これからまた改めて見直しだとか、そういったもので検討したいなとは思っております。

3番 斎賀弘孝君

給水では何ミリのパイプを使うことになるんですか。

建設管理課技術長 植村光弘君

農家をやっている方々については、メーターの手前までは30ミリを使って、その後住宅とか牛舎の大きさにもよるんですけども、それによっては13ミリ、20ミリと分岐していきます。

(斎賀議員「ご答弁いただいてないものがあります」)

失礼いたしました。

予定としてはメーター器まで付けるということになっております。

議 長 高 橋 秀 之 君
よろしいですか。

(斎賀議員「はい」)

ほかにありませんか。

(「ありません」の声あり)

これにて、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第3号は、討論を省略し、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

以上をもって、本臨時会に付議された案件の審議は、全て終了しました。

会議を閉じます。

これにて、令和3年第3回幌延町議会臨時会を閉会します。ご苦労様でした。

(10時40分 閉 会)

以上、相違ないことを証するため、署名議員と共に署名する。

幌延町議会議長 高橋秀之

署名議員 7番 西澤裕之

署名議員 2番 佐藤忠志

以上、記録する。

主 事 満保希来